

札幌国際芸術祭 2020 ボランティア計画案作成業務 提案説明書

1 企画競争（プロポーザル）実施の目的

札幌国際芸術祭実行委員会（以下、「委託者」という。）では、令和2年（2020年）12月19日（土）に開幕する札幌国際芸術祭（略称 SIAF（サイアフ））2020 の開催に向けて現在準備を進めており、市民参加の手法の一環として、ボランティアとして積極的に参加してもらうこととしている。

本プロポーザルでは、SIAF2020 ボランティアにおける活動内容、募集、参加者申込・管理、会期中の配置、活動のサポートといった一連の実施方法についての具体的かつ効果的な企画及び体制を検討するために必要な素案について提案を募る。

2 業務名

札幌国際芸術祭 2020 ボランティア計画案作成業務

3 業務履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

SIAF2020 ボランティアの概要（別添）及び受託者が企画提案したボランティア活動及び実施体制等の素案に基づき、委託者と協議のうえ、ボランティア実施方法の全般について検討し、計画案を作成する。

5 企画提案を求める項目

委託者が示す SIAF2020 のボランティアの概要（別添）を参考に、以下のとおりボランティア活動及び実施体制等の素案を作成すること。

（1）ボランティア活動の企画立案

以下の項目について、具体的な内容を企画立案すること。

ア SIAF2020 ボランティアの名称

イ ボランティアの活動内容

ウ ボランティアの募集方法

※ボランティア登録方法は、下記（2）で提案すること。

エ ボランティアに対する研修会の企画

※SIAF2020 の企画や作品に関する研修の講師は委託者が派遣する。

オ ボランティア参加者による企画に対するサポート方法

（2）ボランティア登録及び活動管理

以下の項目について、具体的な内容を企画提案すること。

なお、ボランティアの募集はボランティア専用ウェブサイト上にて実施することを前提としているが、提案に当たっては、インターネットを使用

できない環境にいる応募者への対応方法も併せて提案すること。

ア ボランティア登録を行う方法

イ ボランティア専用ウェブサイトに必要な機能

ウ ボランティアの配置等の管理方法

(3) ボランティア事務局（仮称）の業務内容と運営体制

上記（1）及び（2）において提案する企画を実現するために、（仮称）ボランティア事務局（令和2年4月以降に設置予定）の業務内容と運営体制（人数等）を提案すること。

なお、業務内容にはボランティア専用ウェブサイトの制作・運営管理も含めること。

(4) 企画実施に当たってのスケジュール

ボランティア活動内容の決定、ボランティア募集の周知・説明会の実施、ボランティア事務局（仮称）の運営やウェブサイト制作など、上記（1）～（3）において提案する事項を実施するためのスケジュールを作成すること。

(5) 積算

本業務の実施において、下記アについて一切の経費を積算すること。また次年度のSIAF2020開催に当たり上記（1）～（4）の企画を実施とした場合の参考として、下記イについて積算すること。

積算にあたっての予算規模は下記6のとおりとする。なお、下記イの積算に当たっては、ボランティア事務局（仮称）の運営に係る人件費やボランティア募集チラシ等各種制作物のデザイン費、印刷費、ウェブサイト制作管理費等について項目ごとに見積もること。ただし、ボランティア事務局（仮称）の設置に係る会場借上げ費用や光熱費等は含めなくてよい。

ア 札幌国際芸術祭 2020 ボランティア計画案作成業務（本企画競争に基づき令和元年度に発注）

イ 札幌国際芸術祭 2020 ボランティア事務局運営業務（令和2年度に発注を予定）

6 予算規模

(1) 札幌国際芸術祭 2020 ボランティア計画案作成業務（令和元年度分）
500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 札幌国際芸術祭 2020 ボランティア事務局運営業務（令和2年度分）
4,600,000円程度（消費税及び地方消費税を含む。）

7 参加資格

(1) 法人又は団体であること。

(2) 本業務の目的を円滑かつ効率的に遂行し、委託者と円滑に協議ができる体制の事務所を札幌近郊に有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しないこと。

- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付け財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、札幌市税又は主たる事務所がある市町村の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
- (7) 代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。
- (9) 事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (10) 参加意向申出書の提出日から起算し過去5年以内にボランティアに関する事業の企画運営等の実績があること。

8 手続き等

- (1) 担当部署・書類等提出先

札幌国際芸術祭実行委員会事務局

担当：松下、吉嶺

住所：〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階
札幌市市民文化局国際芸術祭担当部内

電話：011-211-2314 E-mail：info@siaf.jp

- (2) 事務等取扱日時

平日の8時45分から17時15分まで。

- (3) 全体日程

質問書の提出期限	令和元年11月22日(金)	12時	必着
質問書に対する回答	令和元年11月29日(金)		
企画提案書等の提出期限	令和元年12月9日(月)	12時	必着
一次審査(書類選考)	令和元年12月10日(火)		
一次審査の結果通知	令和元年12月13日(金)		
二次審査(ヒアリング)	令和元年12月19日(木)		
事業者の選定等通知	令和元年12月24日(火)		

- (4) 質問及び回答

ア 質問がある場合は、(3)の質問書の提出期限までに「質問書(様式1)」を(1)に示す書類等提出先に電子メールにて提出すること。件名は「(質問)ボランティア計画案作成業務」とすること。

イ 電話又は口頭による質問は原則として受け付けない。

ウ 質問に対する回答は、質問者名を伏せて札幌国際芸術祭公式ウェブサイト (<http://siaf.jp/>) にて公開することとし、個別の回答は行わない。回答書は、提案説明書の追加又は修正として取り扱う。

(5) 企画提案書等の提出

ア 本企画競争に参加を希望する者は、(3)の企画提案書等の提出期限までに、以下の書類を(1)に示す書類等提出先に持参又は郵送(簡易書留等配達状況を確認できるものに限る。)により提出すること。

- ・参加意向申出書(様式2) 1部
- ・提案者概要(様式3) 1部
- ・ボランティアに関する類似業務(過去5年以内)の契約書写し 1部
- ・企画提案書提出届(様式4) 1部
- ・企画提案書 10部
- ・企画提案書のPDFデータを保存したDVD-R 1枚

イ 提出書類は、「9 提出書類作成要領」に基づき作成すること。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

9 提出書類作成要領

(1) 企画提案書の項目

企画提案書の項目は下記のとおりとする。

ア 法人又は団体名及び代表者の氏名

イ 提案内容

上記「5 企画提案を求める項目」に示す(1)～(5)の内容について記載すること。

(2) 企画提案書の書式

ア A4(カラー可)で作成し、片面印刷のうえ左肩ホチキス留めをすること。

イ フォントサイズは10.5ポイント以上とすること。(写真等の説明文、イメージ図の説明文、注記文等は除く。)

10 審査及び事業者の選定

(1) 参加意向申出書等に基づき、参加資格の有無の審査を実行委員会事務局が行う。

(2) 参加資格のある者について、企画提案書に基づき一次審査(書類審査)を「札幌国際芸術祭2020ボランティア計画案作成業務に係る審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が行う。

(3) 5者を上限に一次審査通過者としたうえで、二次審査(ヒアリング)を審査委員会が行う。

(4) 二次審査(ヒアリング)については以下のとおり。

ア ヒアリングの開催場所、時間は一次審査通過者に対し書面で通知する。

イ ヒアリング参加人数は提案者につき3名以内とする。

ウ ヒアリングでは、提案者が 15 分以内でプレゼンテーションを行い、その後、審査委員会委員との質疑応答（10 分程度）を行う。なお、プレゼンテーションは提出書類のみで行うこととし、プロジェクター等の使用や追加資料の配布は認めない。

- (5) 二次審査において最も点数の高い者を契約候補者、二番目に点数の高い者を次点の候補者として選定する。

11 審査基準

- (1) 審査基準は別紙「審査基準」のとおりとする。
- (2) 一次審査及び二次審査共に出席委員全員の満点の合計の 6 割を最低基準点とし、審査の結果、提案者全員が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者の選定は行わない。
- (3) 提案者が 5 者以下の場合は一次審査を省略し、全員を一次審査通過者として扱う。
- (4) 提案者が 1 者のみの場合は、二次審査のみ実施し、最低基準点を超える場合は当該提案者を契約候補者とする。

12 審査結果の通知について

- (1) 参加資格審査の結果については、参加資格を満たさなかった者に対してのみ、令和元年 12 月 13 日（金）までに書面により通知する。
- (2) 参加資格を満たす者については、一次審査の結果を令和元年 12 月 13 日（金）までにメールにより通知する。また、一次審査を通過しなかった者に対しては、メールと併せて書面にて通知する。
- (3) 二次審査の結果については、二次審査の全参加者に対し、令和元年 12 月 24 日（火）までに書面により通知する。

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 採択された企画案について、提案者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を委託者に無償で譲渡するものとする。なお、不採択となった企画案の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、委託者が本件の選定の公表等に必要となった場合、提案者の了承なく無償で使用できるものとする。
- (4) 提案者は、委託者に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び提案に際し第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (5) 企画提案の活用に当たり、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するもの

とする。

- (6) 提出された企画提案書等の書類は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開される場合がある。
- (7) 必要な範囲において、複製することがある。

14 契約

- (1) 本業務は企画提案を素案とし、委託者と協議の上、SIAF2020 ボランティア活動の実施全般について検討し計画案を作成するものである（提案内容がそのまま契約内容となるものではない）。
- (2) 契約は、選考された者（契約候補者）と委託者の間で契約内容の詳細を交渉のうえ、予算額の範囲内で締結する。
- (3) 契約候補者との協議が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。
- (4) 契約候補者が契約に至るまでの間に、会社更生法・民事再生法・破産法のいずれかの適用があった場合、経営状態が著しく不健全であると認められる場合、又は札幌市が入札の参加停止を行うような事態が発生した場合等は、契約を締結しないことがある。
- (5) 上記 5 - (5) イ及び 6 - (2) の「札幌国際芸術祭 2020 ボランティア事務局運營業務」については、令和 2 年度に改めて事業者の選定、契約を行う予定である。

15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 以下の条件の一つに該当する場合には、失格となることがある。
 - ア 企画提案書に虚偽の記載がある場合。
 - イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
 - ウ 選定中に会社更生法による更生手続開始又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合。
 - エ その他、審査委員会において不適切と認められた場合。
- (3) その他
 - ア 提出書類の作成及び提出、二次審査（ヒアリング）参加に係る経費については、提案者の負担とする。
 - イ 同一の提案者からの複数の提案書の提出は認めない。
 - ウ 委託者から受領した資料は、委託者の了解なく公表又は使用することはできない。
 - エ 受託者が当業務実績を自社広報物等にて公表するときは事前に委託者へ連絡すること。

16 問い合わせ先

札幌国際芸術祭実行委員会事務局（担当：松下、吉嶺）

住所：〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階

電話：011-211-2314（平日8時45分～17時15分）

e-mail：info@siaf.jp